

Q8-8 保税區営業人との取引に関する営業税について教えてください。

いわゆる保税區には、輸出加工區、科學園區、自由貿易港區などのいくつかの種類があり、その制度は若干の差異があります。ただし、全ての保税區の共通点として、保税區の営業人へのその営業目的の物品または役務の販売にはゼロ税率が適用されるということが挙げられます。そのため、保税區営業人との取引においては、物品または役務の販売の購入者が保税區の営業人か否かに注意してゼロ税率適用か否かの判断すればよいということになります。以下の例をご参考ください。

例1：日本の会社から、保税區内にある会社が営業目的で物品を輸入した場合
→購入者が保税區の営業人であるため、ゼロ税率適用

例2：保税區内にある会社から、課税區にある会社が物品を購入した場合
→購入者が保税區の営業人でないため、通常税率適用

例3：課税區にある会社から、保税區内にある会社が営業目的で物品を購入した場合
→購入者が保税區の営業人であるため、ゼロ税率適用